

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（14名）	1
第1 会議録署名議員の指名	5
第2 報告第10号 専決処分の報告について	5
第3 議案第69号 利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	8
第4 議案第70号 利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例	20
第5 議案第71号 利府町町税条例の一部を改正する条例	24
第6 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	24
第7 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	25
第8 議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	26
第9 議案第75号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	26
第10 議案第76号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	27
第11 議案第77号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例	27
第12 議案第78号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	28
第13 議案第79号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	28
第14 議案第80号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例	30
第15 議案第81号 令和5年度利府町一般会計補正予算	31
第16 議案第82号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	38
第17 議案第83号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算	38
第18 議案第84号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算	39

令和5年12月定例会会議録（12月 8日 金曜日分）

第19	議案第85号	令和5年度利府町下水道事業会計補正予算	39
第20	議案第86号	工事請負契約の締結について	40
第21	議案第87号	工事請負変更契約の締結について	40
第22	議案第88号	財産の取得について	42
第23	議案第89号	権利の放棄について	42
第24	議案第90号	指定管理者の指定について	43
第25	議案第91号	町道の路線認定について	43
第26	請願第1号	「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する事	43
第27	選挙管理委員の選挙		45
第28	選挙管理委員補充員の選挙		46
第29	委員会の閉会中の継続審査の件		47

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる表記となっている場合があります。

出席議員（14名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 湊 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	16番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（2名なし）

14番	羽 川 喜 富 君	15番	永 野 涉 君
-----	-----------	-----	---------

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	村 田 晃 君
総務部危機対策課長	古 澤 晃 一 君
総務部デジタル推進室長	吉 田 雄 一 君
企 画 部 長	鎌 田 功 紀 君
企画部秘書政策課長	藤 岡 章 夫 君
企画部財務課長	石 垣 伴 彦 君
町 民 生 活 部 長	福 島 俊 君
町民生活部町民課長	太 田 健 二 君
町民生活部税務課長	川 口 優 君
町民生活部生活環境課長	千 葉 友 弥 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君

令和5年12月定例会会議録（12月 8日 金曜日分）

保健福祉部地域福祉課長	小 畑 香 代 君
保健福祉部子ども支援課長	和 田 あずみ 君
保健福祉部健康推進課長	上 野 昭 博 君
保健福祉部子ども家庭センター所長	鈴 木 由 美 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	門 田 唯 志 君
都 市 開 発 部 長	郷右近 啓 一 君
都市開発部都市整備課長	堀 越 伸 二 君
都市開発部施設管理課長	佐 藤 真 文 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
上下水道部上下水道課長	戸 枝 潤 也 君
会 計 管 理 者	後 藤 仁 君
会 計 課 長	佐々木 辰 己 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	鎌 田 輝 久 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
議 事 係 長	姉 崎 裕 子 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第3日）

令和5年12月8日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 3 議案第69号 利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

令和5年12月定例会会議録（12月 8日 金曜日分）

- 第 4 議案第70号 利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例
- 第 5 議案第71号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 9 議案第75号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第76号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第11 議案第77号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第78号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第79号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第80号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第81号 令和5年度利府町一般会計補正予算
- 第16 議案第82号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第83号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第84号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算
- 第19 議案第85号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第20 議案第86号 工事請負変更契約の締結について
- 第21 議案第87号 工事請負変更契約の締結について
- 第22 議案第88号 財産の取得について
- 第23 議案第89号 権利の放棄について
- 第24 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第91号 町道の路線認定について
- 第26 請願第 1号 「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関すること
- 第27 選挙管理委員の選挙

第28 選挙管理委員補充員の選挙

第29 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和5年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名です。

会議規則第2条の規定により、14番 羽川喜富議員、15番 永野 渉議員より欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 須田聡宏君、4番 高木綾子君を指名いたします。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、報告第10号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑発言の方はございませんか。12番 高久議員。

○12番（高久時男君） それでは、和解に至ったということで、今回報告という形に至っていると思うんですけども、前定例会においてもやっぱりこの除草作業中の事故というのが幾つか、2件かな、上がっております。何かここ最近頻繁に起こっているんですけども、この辺の作業中における管理、どのような形でやっているのかなと思うんですよね、これ。駐車されていた自動車の後輪に損傷を与えたとなっているのは、まさか草刈り機の刃でね、やってしまったのか、その辺もちょっと聞きたいし、あと、通常ね、やっぱり結構除草のときには結構車に対しては相当気を使っているんですね、私なんかもやっているときは。その辺、どのような形のをちゃんと指示して、注意喚起を行っているのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） お答え申し上げます。

今回の事故を受けまして、今までの防護ネットというのはもちろん作業中はつけてやっているんですけども、今までの防護ネットが幅が1.3メートル、高さが80センチということで、大

分小さかったので、そちらを新しく幅が2.7メートル、高さが1.8メートルということで、2倍ぐらいの面積にして換えております。あと安全講習ですね、そちらも実施しておりまして、特に作業時は2人体制で行うということと、あとは飛散の保護カバーを正しく設置して草刈り作業を行うということで、会計年度任用職員さんへ指示しております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

ツミキ駐車場の外周の草刈りを行っていた際に、駐車されていた相手方所有の自動車の後輪タイヤのほうに草刈り機が接触してしまいまして、タイヤを傷つけてしまいましたという事例になっております。

こちらはもう安全への配慮が足りなかったということはもう否めない事実であると考えております。こちらのほうではもう日本農業機械工業会のほうで出しております刈払機の正しい使い方の動画を全職員で共有して視聴しまして、服装であったり、作業前点検、使い方、事前の現場確認などについて徹底共有をしております。こちら、施設のほうで安全配慮が足りなかったというところで、今後、施設の場合であれば、休館日に草刈りを行うなど、車や人が全くいない状況を確認した上で作業を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久議員。

○12番（高久時男君） 今の話だと、タイヤの件に関しては、職員が行ったの、これ。そう。しっかり注意してやってくださいね。

あと、その防護ネットに関しては、サイズを大きくしたというんだけど、私なんかもすごい気遣って草刈っています。車来るところに関しては。もう車が走ってきたら、刃を上げます。要するに、今草刈っていて、石が飛んで、車傷つけたと言われるの嫌だから、だから、車が来たら即、その場合は、取りあえずエンジン止めるまではいかないけれども、刃を上げてね、この原因じゃないよというのを、ある程度モーション的に見せてやっています。やっぱりそのぐらい気遣わないと、やっぱり飛び石結構激しいので、除草中は。そういったしっかりね、注意をしっかりとってもらいたいですね。そんな形で、より一層の注意喚起をしていただきたいと思っております。

その辺の、しっかりやってくということなんだけれども、もう一回、今の私の経験上の話も含めて、どういうふうにやっていくかというのをちょっと答弁ください。

○議長（鈴木忠美君） 当局答弁。施設管理課長。

○施設管理課長（佐藤真文君） 今議員さんのお話にあったように、車両通行時に関しましては、ちょっと作業員さんたちに作業をやめるという指示は出していなかったもので、そちらのほうも検討して、作業をやめる形で指導していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 高久君。

○12番（高久時男君） 作業をやめるというんじゃなくて、要するに、車が走ってきたら、草刈り機の刃をホッと上に上げる。それだけで、その除草に関して石が飛んで車に傷つけたとか、そういうことはなくなると思うので、そういう配慮をしていただきたいなと思います。答弁はいいです。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。9番 浅川君。

○9番（浅川紀明君） 質問ということじゃないんですけども、安全管理上の、私が経験してきた極めて重大な事案を紹介して、さらに注意喚起をお願いしたいという意味で、経験事例を紹介します。

私、昔、自衛隊にいたとき、刈り払い機の回転盤の締めつけが弱くて、そのために作業中に回転盤が飛んでいったと。作業をやっていた、近傍の人に向かって飛んでいったんですね。その人がたまたま顔面の直前で手で払って受け止めて、何とか顔面を損傷することはなかったんですけども、しかし親指のところの筋を切って、後遺症が残るようなこともありました。で、要は車への損傷のみならず、下手すると人身事故、大きな死亡に至るような人身事故もあり得るので、より一層の、単なる防護ネットの準備だとか、車が来たら、刈り払い機を一旦上げるとか、それにとどまらず、最初から始業点検、刈り払い機のエンジンの点検、刃の接合の点検、こういったこともしっかりと注意喚起、職員の方、あるいは業者の方に徹底していただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 答えは要りますか。要らないですね、はい。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告第10号、専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第3 議案第69号 利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、議案第69号利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を議題とします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項において、議会は、条例の制定または改廃の議決をする前に、町教育委員会の意見を聴かなければならないと定めておりますので、私から、去る12月1日、教育委員会に意見照会をしたところ、12月6日付で異議なしとの回答をいただいておりますことを御報告いたします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 12月1日の全員協議会で趣旨等について説明を受け、大体理解はできているんですけども、具体的に、生涯スポーツ、生涯学習課から外される具体的スポーツはどんなものか。また、新たに設置されるスポーツ振興課に入ってくるスポーツについてどういうものがあるか、説明していただければありがたいです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

参考資料として、昨日夕方お配りしました資料にもございますが、生涯学習課から外れるというか、新組織のほうへ移行するものとしたしまして、参考資料のほうを御覧いただけますでしょうか。青く……。

○議長（鈴木忠美君） 小淵議員。タブレット入っているの御覧になってますか。小淵議員。小淵君。

○11番（小淵洋一郎君） 昨日確認したんですけどちょっと出てこなかったのが改めて確認しました。それを確認した後でまた（「マイク入ってない」の声あり）聞きたいと思いますが、では次にですね、この振興課の担当職員、何人ぐらい増えるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 人数、具体的に何人増えるという詳細の検討までは至っておりませんが、新しい（仮称）スポーツ振興課に2つの係を設けまして、今、生涯学習課やその他の課で所管している、それに係っている人員、それよりも増員した形での新組織ということで考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 複数質問があります。

1つ目は、今回の組織改編の目的は何でしょうかということ。

2つ目は、新しいスポーツ振興課で振興しようとしているスポーツは、具体的に何を意図しているかということ。

それから、補足説明資料の中で、参考資料の2の一番上に書いてある所掌事務の移行の図示説明のやつですね。その上に、地域に根差したスポーツによるまちづくりを推進する体制を云々とあるんですが、地域に根差したスポーツとは具体的にどのようなイメージのスポーツをいつているのか。

それから4つ目、ちょっとマイナーな質問かもしれませんが、続けていいですか。

○議長（鈴木忠美君） 今、2問だよね。

○9番（浅川紀明君） 今、3問言いました。

○議長（鈴木忠美君） 3問で終わり。

○9番（浅川紀明君） はい、分かりました。

○議長（鈴木忠美君） それでは、当局答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

初めに目的でございますが、こちらも全員協議会等で説明をさせていただいたつもりでございますが、そちら資料のほうにも書いてございますとおり、地域に根差したスポーツによるまちづくりを推進する体制をさらに強化するために、教育委員会が所管するスポーツ振興の事務分掌を町長部局へ移行しまして、併せて町長部局の現在各課に点在していますスポーツ関係の事務分掌を一元的に一つの課、新しい課のほうへ集約して、より効率的、機動的に事業の展開を図れるようにというのが目的でございます。

それから2つ目の振興しようとしているスポーツでございますが、現在取り組んでおりますスポーツ事業に加えまして、こちら参考資料にも載せましたが、eスポーツであったり、あとはマイナビ仙台、仙台89ERS、リガール仙台といったプロスポーツ、事業団のスポーツ、そちらとの連携と、今後新たな分野のほうにもこちらの課のほうで取り組んでいくということで考えてございます。

それから、地域に根差したスポーツですけれども、現在もそういった草の根的なところから始まって、当然地域と一体的な、行政と一体的なスポーツの展開というのは、現在も行われているかと思いますが、さらにそこに例えば外部から、プロであったり、プロ野球であったり、プロサッカーであったり、さっき申し上げた数々のスポーツ、そういったところからの指導なり、支援なりというのもいただきながら、地域全体でスポーツを盛り上げていくといったよう

な環境をつくっていくということを考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） それでは、9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 1点目の質問の改編の目的、これはよく分かりません。スポーツによる、地域に根差したスポーツによるまちづくりを推進する、その体制を整備するんだということなんですけれども、それは目的ではなくて、ある目的を達成するための目標だと思うんですね。具体的な目的というのは、多分、推測ですけれども、町民福祉の向上とか、さらに言えば、町民の心身の健康増進だとか、あるいは明るく豊かな町民生活、まちづくりをするんだと、そういう町民福祉の向上に資するために、スポーツを推進、振興して、そのための体制をつくるんだというのなら分かるんですけれども、単なる地域に根差したスポーツによるまちづくりを行う、それが目的、そのための体制整備をするんだというのは、それ自体が目的ではないと思います。

それから、2つ目のスポーツ振興課で振興しようとしているスポーツとは何かということの回答で、答弁で、eスポーツだとか、マイナビ仙台、プロスポーツですね、そういったものとの連携云々とあるんですけれども、それが新たな体制でやろうとしている幅広いスポーツ振興の代表的な例でしょうか。ちょっとピンときません。

それから、地域に根差したスポーツという3番目の質問に対する回答も、草の根云々というような表現があったんですけれども、いま一つ分かりません。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 質問にお答えいたします。

目的と、すみません2番目、ちょっと一緒に回答するような形になってしまうかもしれませんが、そもそも今回、目的といたしましては、先ほど課長のほうからも申し上げておりましたが、スポーツイベントやスポーツを通じて交流事業をすることで、観光誘客、交流人口の拡大とか、そういった集客の促進にもつなげていくことも目的の一つになっております。これから一つにすることによって一体化してスポーツを進めていくことによって、ほかの事業、関連事業と一体化することで効率的に効果的に進めていけるということを目的にしております。

あと地域に根ざしたということでしたが、そちらにつきましては、今までも地域で事業を行っておりますスポーツと、あと町で行っております、こちらの新組織体系のほうにもございますが、現在やっていたふるさとスポーツとか、ニュースポーツフェスティバルとか、そういったものを含めた上で、今後、スポーツを推進していくというふうな考え方で、組織を一元化して進めていくというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 目的について、もう一度申し上げたいと思います。

やがて作成するであろう利府町の地域スポーツ推進計画、この中で明確に目的の表現が設けられると思います。その目的が曖昧模糊としたもの、あるいはちょっと、今部長が言われた経済振興、観光振興というところにとどまらず、やはり町民の健康増進だとか、そういったことも当然盛り込まれるだろうと思います。ということで、やがてつくるだろうスポーツ推進計画の中で、一番基本中の基本たる目的について、しっかりと明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 現在策定中のスポーツ推進計画でございますけれども、素案につきましては、今月開催される審議会でもまだまだもんでいただくところがあることを前提にお話しさせていただきます。その中で、目指す姿としてあらわしているところを読ませていただきます。

スポーツをする人、見る人、支える人が、一丸となって、個性輝き、豊かな心と高い志を持ち、年齢にとらわれず、将来を見据え、チャレンジ精神を持って、新たなスポーツ文化の創造に邁進します。そして、町民が生涯にわたりスポーツに親しみ、共に活動することで、利府町ならではのスポーツ振興に取り組み、ふるさと利府のスポーツを慈しむ地域社会が形成されていますというような、目指す姿を示した上ででございますので、先ほど総務部からも説明あった、言葉としては同じ表現でないかもしれませんが、リンクしているものと考えております。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。そのほかございませんか。3問までですね、質問するときは3問までをお願いします。はい、ほかにごございませんか。

それでは、3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） まず確認からなんですが、生涯学習課の学校教育、学校体育に関すること以外のスポーツ振興に関する部署が、新設のスポーツ振興課に移ると聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 答弁、総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） はい、そのとおりでございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 先日的一般質問で、私は部活動の地域移行のほうについて問いました。

教育部のほうからは、今年度は、生徒、保護者、教員、地域住民などから意見を募り、それをもとに、次年度以降の計画を進めていくというお答えをいただいたところです。そうしますと、意見を聞いた段階で、担当部署が変わる。組織表からしますと企画部の新たな仮のスポーツ振興課とありますが、そちらのほうに変わるということになりますが、この引継ぎについてはどのように考えているのでしょうか。

また、部活動の地域移行に関しては、学校と綿密な打合せも必要だと思いますが、このパイプ役は教育総務課からスポーツ振興課が担うのでしょうか。

さらに、部活動の地域移行は、まず、運動部からということにはなりますが、行く行くは文化部も同様に地域への協力を求めることになると思います。そうしますと、運動部は新設のスポーツ振興課で、文化部は従来どおり生涯学習課でそれぞれ担当するということになるのでしょうか。それを問います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

3月までに全部が終わるのかということだと思っておりますけれども、御案内のとおり、今アンケート調査をして、集計をしているところでございます。これから当然関係団体とのお話合いとかが進んでいって、3月にまでに道筋をつけて、そこは引継ぎを行いたいと考えております。

あと、文化部の部分ですけれども、文化部のほうの活動については、そのまま教育委員会のほうに残してやっていくところでございます。

あと、学校とのパイプにつきましては、当然教育委員会のほうでやるところもありますので、残った部分と言ったらおかしいですけれども、そこは随時引継ぎをしながら、パイプ役もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 3番 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） そうしますと、引継ぎが非常に大変かなと。一般質問でもお話ししたとおりなんですけど、非常に大きな課題、部活動の地域移行というのは非常に大きな課題がありますので、そういった意味では、なかなか引継ぎのほうも大変なのかなと思います。そういったところも考慮して、一番は、地域の子供たちの地域移行、部活動の地域移行がギャップのないように引き継げるようにということをお願いしたいと思います。

ただそういったことも含め、今年度調査をして形をつくるということなんですけれども、なかなか計画としては、結構早計なのかなという部分も私自身は感じますので、そういったとこ

ろも綿密な計画を立ててほしいというふうには期待しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 特に答えは要りませんか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは1点、お伺いいたします。

まず、これは国のほうで、文科省でも、教育審議会で、町部局でやることは適当であるというふうに言われているところなので、その部分はよろしいかというふうに思っているところがあります。

ただ1点、ただいま教育委員会で策定中であるスポーツ推進計画を3月に、また、この新しい体制が4月にというふうな、この時期があまり納得がいかないというか、その部分がありますので、この時期にしなければならなかった理由というものを1点だけお伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。当局答弁は、副町長。

○副町長（櫻井やえ子君） ただいまの質問にお答えいたします。

国のほうでは、スポーツ基本計画を昨年の2月に策定しております。その中には、これまでの町民健康というふうな部分のほかに、町民健康体育のほかに、スポーツによるまちづくりというふうなものも、町として進めていくというふうなことが掲げられております。そういう中で、本町では、今年度、利府町の地域のスポーツ計画を今つくっているところですが、これまでの、先ほどお話しした健康体育のみならず、地域の皆さんが遊んだり、楽しんだり、参加したり、見たり、そういうふうな、地域でスポーツを通したまちづくりをしていこうというふうな部分もこの計画の中には盛り込んでまいりますので、ちょうど役場の中では教育委員会のみならず各課で、先ほど担当の課長からもお話をさせていただきましたけれども、各部門ごとに様々なスポーツに関する事業をやっているということで、町側としての関係部署がたくさんあるということ、それから、町民の皆さんにとっても、その都度その都度、いろんなところから連絡が来たり、通知が来たりというふうな部分もありますので、この機会にその計画をつくと同時に、町の体制を一本化をして、来年の4月から組織を改編するというふうな流れが一番好ましいのではないかとということで、今回、この組織を進めさせていただいております。

今回、12月の定例会に上程というふうなことにはなりましたけれども、役場の内部では各課と調整を図りながら、そしてまた、教育委員さんにも大分早い時期からいろいろこの計画策定と同時に審議をさせていただいているというふうな部分もございまして、できれば来年の4月か

ら計画を進めると同時に、組織も新しい体制でやればというふうなことで今回提案をさせていただいておりますので、時期的な部分というのはそういうふうに御理解いただければというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 6番、鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 町民にとってメリットのあるものであるから、早く体制を整えて早く進めていきたいという部分なのかなと思っております。計画の策定も共にやられているのかなというふうには思っているところではありますが、やはりそこに町民の声が入っていないというところは否定できないところであると思います。

今後、パブリックコメントを進めると思っておりますので、そのパブリックコメントに真摯に向き合っていただきたいと思っているところではありますが、そこについて、御答弁お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

町民の声を聞くためのパブリックコメント、現在の予定でございますが、1月から2月の上旬にかけての1か月間、期間を設定して、しっかりと町民の声も反映させていきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 地域スポーツ推進計画について、町民の意見を聴取するためにパブリックコメントを求めるといったことだったのですけれども、当然に、その際には、推進計画の案、概案、ある程度その町民が判断し得る材料をしっかりと提示して、その上で意見を求めるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 計画書の素案、大分ボリュームがあつて、何十ページというふうになっていくかと思っておりますけれども、それを全て閲覧できるような形にした上で、御意見承ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 11番 小淵洋一郎君。

○11番（小淵洋一郎君） 質問いたします。

パブリックコメントを求めて、それを集計してから今度の計画に反映させていくというところかなり時期的に厳しいかと思うんですけれども、来年の4月1日にそれができるものなんですか。

○議長（鈴木忠美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

様々な計画、町であると思えますけれども、今回のこの2月上旬までの意見聴取から最後の審議会経て計画案ということでまとめられるのに、十分な時間があると思って作業を進めているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 町長からどうですか。（「関連で2回目はあるんですか」の声あり）関連の場合は1問で質問は認めています。関連のやつについては。関連については。ほかにございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは2点。

この間ね、全協で、今、この国県の流れで、この、要するに、教育委員会からのこの職務権限の移行というものがあって、やっている自治体が、宮城県内で幾つあるかということ調べておいてと言ったので、調べていると思うので、ちょっとその辺のものを教えていただきたいなということと、あと国県の流れがそういうふうになっているということなんだけれども、国県のほうから何らかの指示的なものがあつたのかどうか、いついつまでにこれをしなさいとか、そういうものがあつたのかどうか、その辺ね。結構難しいことだと思うんだけど、我々地方自治体なんで、国県の支配下にあるわけじゃないので、そういったものが内々でもあつたかどうか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの2件について。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

県内で同様に事務の移管を行っている自治体は、宮城県、それから仙台市、あと石巻市、大河原町、それから美里町の5団体でございます。

それから、2つ目の国や県のほうから何かしら指示等が内部的にあつたかということですが、あと、いついつまでにやりなさいといった指示等があつたかでございますが、そういったものはございません。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。

ほかにございませんか。1番 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 学校部活動のクラブ地域移行のガイドラインを見ていると、指導者間の連携ということで、部活動指導員及び外部指導員の協力を得るには学校教育目標や方針等について学校顧問と部活動指導員及び外部指導者との間で十分な調整を行う、連絡を密にするというふう書いてあるんですけども……。

- 議長（鈴木忠美君） 郷右近議員、ちょっとその質問はどの関係で質問していますか。
- 1番（郷右近佑悟君） 申し訳ありません、あれですね。部活動の地域移行が町長所管になるという。
- 議長（鈴木忠美君） いや、今議論していることは、教育に関する事務のね、職務権のその移行に関する事ですから、ちょっとその中に絞り込んでお願いいたします。
- 1番（郷右近佑悟君） その中でも、スポーツだけを移行して、文化のほうは生涯学習課のほうに残すというところで、今聞きたいんですけども、学校の連携が必要ということであれば、教育委員会の所管のほうで、主導で、恐らく町長の所管でスポーツ振興課に入ると、外部、部活動の外部指導者等のパイプとか、マッチングしやすいから、スポーツに限って移行しているとは思いますが、学校の部活外活動、これを、失礼しました、だけは残しておくという事は難しいのでしょうか。失礼しました。
- 議長（鈴木忠美君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（大谷浩貴君） お答えをいたします。
- 今回のスポーツ関連の部分で、運動、中学校の分については運動部と文化部と分かれまされども、当然スポーツに関する事については、新しい課のほうに移行するという事にはなっているんですけども、ただ、文化部については先ほど申し上げましたけれども、そのまま生涯学習課のほうの管理下において進めていくということで、2つのやり方をしていくような形にはなりますけれども、当然スポーツの指導者とあと文化部の指導者とはちょっと異質、質的にちょっと違うのかなというところもありますので、そこは文化については生涯学習課、スポーツについてはスポーツ振興課のほうに移行するというような考えでやっておりますので、やっていくつもりでございますので、そのところは御理解をお願いしたいと思います。
- 議長（鈴木忠美君） よろしいですか。ほかに質疑。9番 浅川紀明君。
- 9番（浅川紀明君） 質問については3回までというふうに制限があるのは承知しているんですが、ただし議長が認めた場合は、この限りではないということもあるので、認めていただけますでしょうか。
- 議長（鈴木忠美君） どんなことでしょうか。手短かに。
- 9番（浅川紀明君） 現在の議案についてです。
- 議長（鈴木忠美君） はい、どうぞ。
- 9番（浅川紀明君） 1点。

スポーツ推進審議会条例の改正も予定されていますけれども、第2項において、現状は審議

会委員ですね、委員は、学識経験のある者で、その他教育委員会が適当と認める者のうち、教育委員会が任命すると。これを新しい表現では、委員は、学識経験のある者、その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命するというふうになるというふうに理解しているんですが、町長の任命はいいとしても、議会の関与を明記するために、町長が任命するという一文の前に、議会の議決を経てというような一文を入れることが必要ではないかなと思うんですが、当局のお考えを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

従前の条例の中でも議会の議決を経るというものはございません。新しい条例においても特段、議会の議決が必要というふうには考えてございませんので、今回、提案している形としてございます。

○議長（鈴木忠美君） 9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今回の組織改編、体制移行というのは、現行教育委員会に大きな所掌事務が置かれている内容を、新しく町長部局に移行して新たな体制をつくらうというもので、そういうことで大きな変更事項だと思います。当然に議会がそれに関与することは必要だと考えます。したがって、町の総合計画と同様に、議会の議決事項になるのではないかと、審議会の委員の選考に当たってはそう考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど課長のほうからお答えをしておりますが、今回の議会の議決をいただくというふうな内容は今考えておりませんが、この議案に入る際に、議長さんから御説明がございましたが、教育委員会の意見を今回も聞いていただいておりますので、それに対し、それが教育委員会からの回答ということで、議会でもその辺の内容を、意見については確認しているのかなというふうに思っておりますけれども。

○議長（鈴木忠美君） はい、まだ、はい。まだあるんですか。

○9番（浅川紀明君） 部長の答弁の中で、教育委員会の意見が、意見照会が、意見披露というんですかね、があったということなんですけれども、スポーツ推進審議会委員の任命に当たって、その前に、議会が関与するということについては、教育委員会の意見云々とは関係ないと考えます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川議員。今日の議論はね、その問題じゃないんですから、やっぱり議

論をちょっと外さないでください。あくまでも今話しているのは、教育委員会から何か職務権限のやつで移行ということで、そのことについていろいろ、私から教育委員会に書面を出して、教育委員会でそれなりの議論したやつに対して回答いただいているやつですから、今、浅川議員のあれはちょっとこれにはまらないと思いますんで、それは受けませんからね。

ほかにございませぬね。

質疑はないと思いますので、これより本案の討論に入ります。

討論ありますか。12番 高久時雄君。最初に反対討論で12番の高久時雄君。

○12番（高久時男君） それでは、議案第69号、利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に反対の立場で討論いたします。

確かに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条（職務権限の特例）は4項目の権限の移譲を認めております。しかし、同じく23条の2項で、「地方公共団体の議会は、この条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と議会に義務づけをしております。これは、教育委員会制度が、政治的中立性を確保し、首長から独立した行政委員会と位置づけられているからであります。町長管理下の部局を整理統合するのは、訳が違います。このような重要案件を、議会議案提出から4日、全員協議会の説明から1週間で議決しろというのはないと思います。

また、昨日ですね、夕方、この議案に新たな資料が当局から提出されました。当局もちょっと詰めが甘いのかなと思っております。教育委員会から首長への職務権限の移譲は慎重に行わなければならないと考えております。

今、町は地域に根差したスポーツによるまちづくりを掲げ、スポーツ推進計画を策定中であると聞いております。その地方スポーツ推進計画が明らかになった段階で職務権限の移譲を考えても遅くはないと考えます。スポーツ基本法は、第4条で、「地方公共団体は自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあります。利府町規模の公共団体であれば、あくまでもその構成員たる町民の健康増進に資する保健体育に重きを置くべきであり、何とか行ったラリーやスポーツ流鏑馬など、町民の中にも賛否がある、見るスポーツはしっかりと町民の意向調査を行い、何が利府の特性なのかを理解し、計画を策定してもらいたいと思います。スポーツがつけば何でもありでは困ります。

以上のように、スポーツ推進計画や、スポーツによるまちづくりが明らかになった段階で、改めて職務権限の移譲については判断したいので、今定例会における議決は時期早尚と考え、この議案に反対いたします。

○議長（鈴木忠美君） 次に、賛成討論。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 議案69号、利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対し、賛成の立場で討論いたします。

文部科学省の中央教育審議会では、今後の地方行政の在り方についてにおきまして、文化保護を除く文化に関する事務や、学校体育を除くスポーツに関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を既に条例により首長が担当することを選択できるように規定していることから、首長から独立して執行させなければならない必然性は薄いと判断し、原則として、首長の事務に移管すると答申しているところであります。このことから、利府町においても、町長部局で執行することは適当であると考えます。

今回の議案により、複数の課でそれぞれ担当していたスポーツに関する行政が集約され、一元化されることは、企画、運営、管理が一体となり、円滑化が図られ、行政改革の一環となるものと考え、事務経費の軽減も期待したいところであります。

一方、現在、スポーツ推進計画を教育委員会で策定中であり、計画の中身がまだはっきりと見えない中での判断は難しいものがあつたことは否めません。今後、計画に対するパブリックコメントが行われると思いますが、計画に対して、また、町のスポーツ行政に対して、さらに町民の意見に真摯に向き合っていただきたいものであります。

スポーツ行政を集約し、町長部局へ移管することにより、さらに町民の健康福祉増進、ふるさと利府を慈しむ心の醸成、また、町のにぎわい創出につながるものと期待し、賛成いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第69号、利府町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、議案第70号利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 2点について、ちょっと御質問したいと思います。

説明だと、老朽化による施設の老朽化によるものと、それから、利府町としてのデイの役割というのを、役割が終わって、最初デイがなかった時代に設置されて、そして民間のデイも増えたので、受入れも十分という説明はありましたけれども、まず一つは、この修繕ですね。かなり古いということは私も認識していますが、この修繕費というのはどのぐらい、試算していると思うんですけども、どのぐらいかかっていたのかということと、もう一つは、今後高齢化が進むというのは、当然、御承知のとおりだと思うんですけども、2040年問題もあって、この介護のいろんな施設とか取組に関しては充実させなきゃいけないというふうには思うんですが、今後、デイの利用者は増えるというふうに見込みだと思いますが、その受皿は、これが廃止したことによって受皿は可能なかどうか。ここが非常に私は危惧するところなので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

まず、デイサービスというか保健福祉センターの修繕なんですけれども、修繕に関しては、毎年100万なり200万しかかかりませんが、実際、平成23年にボイラーを一部更新したときには1,000万近くかかっているような形になっています。それで今、平成3年度に長寿命化計画を策定させていただいているんですけども、その中で延命させるためには大規模な改修をやらなきゃならないと。その中で、計画上は、大規模改修するのに数億、5億円とかの金額がかかるような試算になっていますので、今現在も、屋根から雨漏りとか、空調のダクトから水滴が落ちてくるとか、そういったことで、なかなか維持が厳しい状況になっているのは間違いないので、今回デイサービスセンターは民営に委ねるといことになると思うんですけども、今後、大規模改修に向け、しながら、延命措置、修繕をやっていくような形になってくると思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） それでは2つ目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、これからの高齢化率も利府町としても増加という傾向がございますので、デイサービスの利用者のほうも増えていくというところでは、担当の課のほうでも、予測というか推測のほうは立てているところでございます。

今現在、町内ですと、デイサービス事業所は5事業所と、あとはデイケアということで、通所リハビリということで、リハビリもしてくれる施設は2か所ございます。施設さんのお話を聞いているところでは、ここ数年のコロナ禍というところで、定員枠を少し減らしているというところもあったということで、今後、デイサービス、青葉台デイサービスのほうが閉所になるということで、今後定員枠の増加とかというのは考えていただけるのでしょうかというところで、施設さんとも話を進めていたところでございますので、そちらのほうの施設さんのほうからも、定員枠は広げられますよというお答えもありました。近々の青葉台デイサービスの利用者さんにつきましては、介護保険の係のほうも一緒になって考えながら、ケアマネさんと一緒に転所先のほうも考えていきたいと考えております。

あと、今後につきましては、各事業所だったり各施設さんだったりというところで、また、デイサービスや通所、リハというところで増やしていけないかということで、町のほうからも働きかけのほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。

1点目に関して、今のデイケアの存続をするために、ボイラーとか全部取り替えなきゃいけないとか配管とかというところも、工事、関連した工事があると思うんですけども、大体どのぐらいというふうに業者から言われているんですか。例えばこれが、デイが続けるという場合は、どこをどういうふうに改修して、どのぐらいかかるというふうな試算等が出ているんでしょうか、というのが1点目。

2点目に関して、受入れは十分だという話なんですけれども、第8期の介護保険事業計画の推計の中では、大体令和22年には200人ぐらい、現在から200人ぐらい増える。デイはですね。デイの利用者が200人ぐらい増えるというふうに試算しているわけなんですけれども、これも、これ、このぐらいの数は大丈夫ということの、受皿はあるということで判断しているということでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

仮にデイサービスを継続するというので、ボイラー等々の見積りなんですけれども、正式にはいただいて、またもらっていません。ただ、実際、今の現状では、もういつ壊れ、今現在は特殊浴場はまだ動かしていますのでお風呂は入れるんですけれども、実際いつ壊れるか分からない。あとは、部品ももう売っていないという状況になっております。実際それを改修するとなれば、多分、先ほど申しましたけれども、一部更新したときで1,000万ぐらいかかってきますので、それ以上の金額がかかるんじゃないかと思われまして。

あとは、お風呂のボイラー以外にも、空調のボイラーも、今もちょっとお話ししましたけれども、部品も売っていない状況で、今年の夏も3回ほど故障しまして、扇風機で稼働して、デイさんの方にも一時入っていただいたような状況もありますので、その辺は加味すると、なかなか存続は難しいかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） それでは、2つ目の御質問にお答えいたします。

8期の計画の中で、これから増えていくということで推計というところでは出ささせていただいております。今後のことにつきましては、今現在、9期計画というところで推計のほうを進めているところでございます。

今、皆さん、御本人さん、御家族さんというところで、何がやりたいかどういところを介護の中で、お買物をやりたい、運動をやりたい、それからレクリエーションみたいなどのようなゆったりしたのがいいというところで皆さんデイサービス、あとデイケアのほうとかを選んでいただいておりますので、現在自分が行きたいところ、自分が行きたい曜日に行けなくて困っているという声は聞こえておりません。ケアマネさんからのお話、毎月こちらのほう包括支援センターと町のほうも打合せをしていますが、ケアマネさんたち困っていますよというところのお話もありませんので、今のところは十分充足していると判断しております。今後について、またそのような声が聞こえてきた場合には、町のほうでも一緒になって考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） さっき説明した受入れのところ、200人ぐらい、令和27年度かな、まで200人ぐらい増えると、デイの利用者が増えるということなんです。この受入れ枠も大丈夫かとい

うところをお聞きしたかったんですね。

今おっしゃったところ、要するに、利用者が納得できる形で進めていただきたいな、そこがやっぱり私もケアマネさんとかでいろいろ聞いたんですけれども、やっぱりそこが、枠についてはね、空いているということはどの方もおっしゃっていて、ただやっぱりその利用者の方が、やっぱり、慣れ親しんだ仲間と一緒にいたのが、また違うところに行くというところがすごく不安を感じているという、よく聞くので、そこら辺の利用者の方へのきちんとお話をして、しながらやっていただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

さっきの200人の。

○議長（鈴木忠美君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代君） すみません、お答えいたします。

200人につきましては、200人のところは大丈夫ですというところで、ちょっとすみません、お答えしたつもりなんですけど、ちょっと答え方が、申し訳ございません。悪かったみたいなので、200人の方は大丈夫だと、こちらのほうで町のほうでは判断しております。

議員御指摘のとおり、皆さん今あるデイサービスのよさというところで、移りたくないとか、いろんな問題がとか、お気持ちの問題とかもありますので、ケアマネジャーさんとは常日頃、このお話が出てから介護保険の係のほうの職員も連絡をして、困り事がないか、利用者さんのお声が聞こえているかというところでお話をさせていただきながら、御要望に沿ったところが進められるかということで、御相談に乗っております。

あと、先日も、利用者さんの御家族さんがいらっしゃいまして、御相談に乗りながら、目的とか、あと御家族さんの御事情も踏まえながら、こちらのほうでもアドバイスしてというところで進めておりますので、丁寧な対応を今後もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号利府町老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第71号 利府町町税条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第5、議案第71号利府町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号利府町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第6、議案第72号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 全く異議はないんですけども、1つ質問です。

会計年度任用職員の期末手当等は上がっているんですけども、賃金そのものが上がるとい

うのは、多分、最賃が10月上がっているのです、そこら辺の改定をされているのかどうか分からないですけども、要するに、非常勤職員の賃上げについてはどういうふうになっているのかをお聞きしたいです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、回答願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 一般職員と同様に、会計年度職員も今回の条例の改正でも上げていますけれども、同様に上げるということにさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第73号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例**

○議長（鈴木忠美君） 日程第7、議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第73号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（鈴木忠美君） 続いて、日程第8、議案第74号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第74号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、議案第75号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第75号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（鈴木忠美君） 続いて、日程第10、議案第76号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第76号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 続いて、日程第11、議案第77号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けております。直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第77号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第12、議案第78号利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第78号利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木忠美君） 日程第13、議案第79号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関

する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。6番 鈴木晴子議員。

○6番（鈴木晴子君） それでは、1点お伺いいたします。

こちら、浜田地区のほうになりますますが、この計画を設けることによりまして、固定資産税のほう、固定資産税のほう、どのようになるのか、お伺いいたします。

また、地域の皆様の説明会等あったと思いますが、そのときの声をお聞かせ願います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） お答えいたします。

固定資産税の内容につきましては、浜田地区計画に伴う固定資産税につきましては、もともと市街化調整区域でございまして、地区計画が策定されたとしても、急に固定資産税が急激に上昇するものではございません。地区計画内の土地利用が進み、利便性などが向上することなど、土地の評価、路線価が上昇した場合には、固定資産税が上がるということになります。

この固定資産税の件につきましては、以前から地域の皆様ともお話し合いを行っており、固定資産税が上昇するデメリットだけではなく、不動産の価値を上げることにより、周辺の土地利用にも好影響をもたらすなどの意見交換をさせてもらっておりますので、それを踏まえての今回の地区計画の決定となっております。

あと説明会の内容につきましては、地区計画に関する整備、今回の建築物の内容とか、あと固定資産税、今回の件についても、御説明をさせていただいております。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 地価が上がれば、上がるようになるというふうなお話でありまして、それがいつになるかというのは地価が上がり次第というところなので、はっきりはしないとは思いますが、急激にすぐ計画が立ったから上がっていくわけではないというふうなものは分かりますけれども、地域の皆さん、どちらかというと、高齢者の方が多いところでありまして、その辺、今後しっかりと地価を見ながらその地域の皆様の生活実態にも合わせた中で支援を、ぜひね、そのときには検討していただけないものなのか。また、先ほどの説明会の中で、説明をしましたということは何だったんですが、皆様の声として、どのように受け止めたのかというふうな部分をもう少し詳しく伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（堀越伸二君） 固定資産税が上がることに對しての支援という形になりますと、實際想定幅で申しますと、大体、土地利用が進むに当たってはですね、評価替えとかいろいろございますが、その中でいくと大体年間5%、上がって5%かなということでは想定しております。そうすると土地の面積だったり評価額によって、じゃあ金額的に幾ら上がるかということとはちょっと、そのケースケースございますので何とも言えませんが、實際支援という形になりますと、ほかの納税者の方等もございますので、地区計画云々というよりも、まず地区計画をかけることによって、その地区の評価が上がる、土地利用ができるということに、地権者というか、周辺の方々には理解をいただいているということで、進めております。

あと説明会の内容で、どういった内容だったのかということ、まず、地区計画に対してまず、地域の方が今後どのような形で浜田地区がなっていくのかということに対してまず御質問いただいたり、やはり議員さんの御指摘のとおり、固定資産税につきましても、今後どうなっていくのかというのはやっぱりそこは一番、大きな御意見として受け止めております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。はい、ほかにはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わらせていただきます。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第79号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第14 議案第80号 利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する
条例**

○議長（鈴木忠美君） 続きまして、日程第14、議案第80号利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第80号利府町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第81号 令和5年度利府町一般会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第15、議案第81号令和5年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人1問から2問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後をお願いいたします。また、質疑は重複しないよう、関連質疑で対応するようにお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 資料の5ページ、ナンバー49番についてお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） どちらの資料ですか。補足資料と両方ありますけれども。

○9番（浅川紀明君） 補足説明資料です。

○議長（鈴木忠美君） 補足説明資料ですね。5ページね。はい、どうぞ。

○9番（浅川紀明君） 資料の5ページ、ナンバー49番。まち・ひと・しごと創造ステーション運営業務事業ということなんですが、これ業務委託しているということですのでけれども、どのような団体に法人に業務委託されているのか。それをお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

グラニーリデトという団体さんのほうに、委託、業務委託かけております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。9番 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 年度当初から業務を開始するために、この補正予算でもう盛り込むということなんですけれども、4月1日、来年度4月1日から業務を行うというのは、いろんなところでも共通的なことだろうと思うんですが、なぜこのまち・ひと・しごとステーションだけ、先に補正予算で処理、措置するんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（石垣伴彦君） お答えします。

この債務負担行為につきましては、議員も御指摘のとおり、年度当初から開始するもの等々、あとは複数年にまたがって実施する業務について設定しているものであります。

先ほど質問ありましたまち・ひと・しごと創造ステーションだけでなく、4月1日から実施する事業について、今回、71件設定している中で、相当程度を設定してございますので、このまち・ひと・しごと創造ステーションだけ設定しているものではございません。御了解願います。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんか。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

補足説明資料のほうの3ページをお願いいたします。

3ページの30番、保健福祉センター福祉棟改修事業というところで、青葉台デイサービスセンター退去後の保健福祉センターの福祉棟を改修するため設定ということになっております。工事の内容をお伺いいたします。

それから2点目は、同じく次のページの43番、中央児童センター開館記念事業というところ、あります。こちら、指定管理者のほうに委託するというふうになっておりますが、内容をお伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。まず最初、健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

債務負担行為設定の30番ですね。保健センター福祉棟改修工事なんですけれども、こちらのほうはデイサービスセンターが入居していた部分になります。

そもそも設計段階では、あっちのほうが食堂と厨房になっております。そこに、部分に小上

がり、畳の部分があるんですけども、そちらのほうを外して、あとは厨房設備を撤去しまして、フローリング、今の床をタイルカーペットに改装します。またその部屋がかなり暗いので、電灯を増設、あとは電源コンセントですね、電源コンセントも1か所、2か所しかないんで、ある程度使えるようにコンセント増設するような形になります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 続いて、子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） 2点目についてお答えいたします。

開館記念事業でございますが、まず、4月の1日オープンを目指してございますので、4月の1日オープンするに当たりましては、オープニングセレモニーを行いたいというふうに考えております。こちらは、恐らく来賓の方々をお呼びして、そして児童も集って、そこで、まだここは構想段階ですけども、テープカットなどのセレモニーを行いたいという考えがございますが、詳しくは、運営事業者をお認めいただきましたらば、そちらのアイデアもいただきながら進めてまいります。

あと考えて、想定しておりますのは、開館に当たっての記念の何かコンサートですとか、講演会ですとか、その辺りにつきましては、我々行政のアイデアだけではなく、やはり児童館、児童センターを運営している、専門に運営しているような方々の考えを聞いて、より練り、いいものを練り上げていきたいというふうに考えておりますので、詳細については、まだ決定したものではありません。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、保健福祉センターのほうになりますが、その部分、改修をされましてスペースがあるかと思いますが、そのスペースの今後の活用方法を今の段階で検討しているものがあれば、お伺いいたします。

それから、児童、中央児童センターのほうになりますが、今後指定管理者等検討していくというふうな内容であります。国のほうでも、「こどもまんなか」というところで、子供の意見を聞いていくというふうになっているところでもあります。今の答弁だと、指定管理者というふうになっておりましたが、子供の意見をしっかり取り入れた内容でお願いしたい部分があります。それで、そうですね、子供の意見を取り入れていただきたいというふうな部分で、しっかりと地域で活動している子供たちを入れていっていただきたいなというふうに思っているところです。お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。最初に、健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

今、改修工事の後どのような利活用するかということなんですけれども、こちらのほうは十符の里プラザ跡地の利活用について、物価高騰や地価上昇の影響を踏まえて、社会福祉協議会の保健福祉センターへの移転についても、候補の一つとして検討してまいりました。社会福祉協議会より、今の時勢の中で、令和5年9月15日に正式に事務所移転についての依頼があり、正式に決定したことになります。

町といたしましては、高齢者の生きがいつくりや健康づくりのきっかけの一助となるように、本町の地域福祉の中心を担う社会福祉協議会の事務所として利活用することで、連携し、町の高齢者福祉の様々な事業が積極的に展開できることや、早い段階での移転し、事業が実施できるよう、社会福祉棟の改修事業の債務負担行為を設定したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 続いて、子ども支援課長。

○子ども支援課長（和田あずみ君） 2点目についてお答えいたします。

先ほど指定管理者と申し上げましたが、議員御提案のとおり、やはり施設が子供、18歳以下の子供が主役の施設でございますので、できる限り子供たちが楽しめるようなイベントですとか、愛着を持ってもらえるようなそのセレモニーなどを考えていきたいと思っております。

また、これまでも申し上げておりますが、中央児童センターにつきましては、中高生の居場所というところにも大きく力を入れたいという考えがございますので、地域で活動している子供たちとジュニアリーダーなんかも考えられると思っております。そういった方々の御意見なども伺いながら、幸いにして4月、オープン時期は春休み期間中でございますので、より多くの子供たちに参加してもらえるような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 保健福祉センターのほうであります。社協が移動してくるといふふうなふうに、今御答弁いただきました。これは、時期的にはいつぐらいというふうに考えているのか。そこをお伺いいたします。

それからジュニアリーダーの件、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上野昭博君） お答えいたします。

今のスケジュールなんですけれども、今回、承認していただければ、3月中に契約事務を整えまして、4月には多分デイサービスセンターさんの引っ越し等がありますので、その後、5月ぐらいから工事をしまして、10月ぐらいには入居していただくように今計画しております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですね。ほかにございませぬか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、2点ほどお願いいたします。

予算書、補正予算書の12ページ、固定資産税の説明の中で、償却という文言があるんですけれども、2,500万ほどマイナスになっております。償却ってちょっと意味合いがよく分からないんで、その辺の説明をお願いいたします。

それと、21ページ、2款6項ですね。7番報償費の中で、205万1,000円、地域力創造アドバイザー謝礼となっているんですけれども、どういったことをしたことに對しての謝礼なのか、対象者は何人いるのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。まず、税務課長。

○税務課長（川口 優君） 1点目、お答えいたします。

固定資産税につきましては、議員御承知のとおり、土地、家屋、償却資産とございますけれども、今御質問のありました償却資産につきましては、企業や事業主で所有している備品となります。

今回、2,500万ほどの減額になっているんですけれども、これにつきましては、償却資産の税額につきましては、毎年、耐用年数による減価率によりまして、減価償却しております。令和4年度に大型商業施設の資産税、償却資産課税しておりましたので、今年度その分の大幅な増加によりまして、今年度その分の比例しまして減価償却による減少率も多くなりまして、その分、当初予算に見込んでいた税額よりも減少してしまったものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 続きまして、秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

こちら、21ページの地域力創造アドバイザー謝礼でございますが、こちら内容につきましては、地域の独自の魅力や価値の向上に取り組んでいただけるということで、地域活性化に取り組んで、知見を持って、そしてノウハウを持っている外部専門家の方ですね、こちらは総務省のほうに登録しているアドバイザーとなります。この総務省に登録しているアドバイザーか

ら、地域おこし協力隊などに指導助言をいただけるということで、こちらの招聘に、招聘、招く費用について、計上しているものでございます。

なお、こちらの関連ですが、18節の負担金の地域活性化起業人制度を減額補正しておりますが、こちら今回組替えということで、マイナス285万7,000円を負担金で当初の予算で計上しております。しかしながら、総務省の特別交付税措置については、直接7節、8節、3万6,000円ですね。それから、需用費の33万、印刷製本費44万、直接負担金ではなく計上することで、全額国から交付税措置を受けられるということで、組替えを行ったものでございます。

この総務省に登録しているアドバイザーにつきましては、宮城県内に居住している方ということで、より利府町を詳しく分かっていただける方を今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） その償却に関しては、あまりちょっとよく聞き取れなかったんだけど、単純に、課税した後に、償却が、建物は毎年毎年減価償却していくんだろけれども、そういった部分での償却があったのを、分からないで請求したと。最初課税したということ。もう一回ちょっとその辺ちょっと、よく聞き取れなかったの、もうちょっとマイクちょっと近づけて話してもらいたいというのが一つ。

あと、その地域創造力アドバイザーの謝礼ということで、これ、1つ、1人。人数も聞いていたのね。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。それでは、当局答弁願います。税務課長。

○税務課長（川口 優君） それではお答えいたします。

土地と家屋につきましては、3年に1回の評価替えで評価の見直しを行いますけれども、償却資産機械類、例えば設備等につきましては、毎年見直しが行われまして、減価率によりまして減価償却していきます。それで今年度につきましては、当然新たな課税分もあるんですけども、令和4年度分で大型商業施設、イオン分で、大きく課税したものですから、その分、本年度の減価率も大きくなりまして、総合的に、2,500万ほど、全体的に償却資産としまして減ったものでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 続いて政策秘書課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えします。

まず、申し訳ありませんでした。1人でございます。この方は予算がお認めいただければ、

12月中旬以降ですね、1、2、3という期間でいろいろ地域おこし隊に助成、助言アドバイスしていただけるものがございます。

なお、こちら、繰り返しになりますが、全額国で認められておりまして、上限額もこの金額でございます。上限額が月額日額で決められておりまして、基本的にその上限額を今回計上しまして、実績に応じて、その予算の範囲内で支給する予定でございます。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですね。ほかに質疑ございませんね。13番 伊藤 司君。

○13番（伊藤 司君） 同じく21ページの今のところなんですけれども、18節夢チャレンジ応援事業の交付金100万円。これ内容だけでよろしいので、教えていただけませんか。

○議長（鈴木忠美君） それでは、秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） こちら、夢チャレンジ交付金としまして、今回、町でも総合計画に掲げておりますが、「みんなの夢がかなうまち」ということでございます。いろんな夢があるかと思いますが、その夢、町民の方々の夢を募集しまして、その内容に応じて今制度設計をしておりますが、1人10万円、今回10万掛ける10人の100万円を計上しております。

なお、内容について、町長はじめ特別職の方と審査したりしまして、人材育成につながる交付金として活用できるものを予定しているというものでございます。

また、当然ながら、実績報告書などもいただいて、きちんと確認してまいりたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） ほかにございませんね。6番 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、今1人10万、10人ぐらいということでありましたが、今12月で、1月、2月、3月、まだ制度も決まっていない中で3か月間でこれを10人募集するというのは大分、大変なことではないかなというふうに思うんですけれども、今年度どうしてもやりたいというふうな考えがあつて始めたものなんだと思いますが、その辺もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

今年度途中での実施となりますが、これまでいろいろ検討してまいりましたが、まずは一度、この金額でチャレンジして、町としてもチャレンジしてみまして、内容がかなり町民の方々の支援にもつながるとなれば、来年度当初予算にも今検討を行っておるところでございます。

今回10人ということですが、その中でどういったものが上がってくるか、また、3か月しかありませんが、例えば何か用具など支援してほしいとか、そういったものも含めて、今年度内で購入できるものなども視野に検討しているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第81号令和5年度利府町一般会計補正予算の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第16 議案第82号 令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第16、議案第82号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論ありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第82号令和5年度利府町国民健康保険特別会計補正予算の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第17 議案第83号 令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第17、議案第83号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第83号令和5年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第84号 令和5年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第18、議案第84号令和5年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第84号令和5年度利府町水道事業会計補正予算の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第85号 令和5年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（鈴木忠美君） 日程第19、議案第85号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第85号令和5年度利府町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第20 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第20、議案第86号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第86号工事請負契約の締結について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第21 議案第87号 工事請負変更契約の締結について

○議長（鈴木忠美君） 日程第21、議案第87号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今回、「外壁改修工事についての躯体の劣化部が確定したことや」ってなっているんだけど、これ見積り段階でこの辺は見ていなかったんですか。その辺の確認

ですね。3階ぐらいの建物なので、ちょっと高所作業車か何か持って行って、ぱっとやって打設やれば結構分かるんじゃないかなと思うんだけど、その辺のちょっと状況をちょっと教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市開発部都市整備課長（堀越伸二君） お答えいたします。

外壁のクランク等が設計段階から分からなかったのかということだと思んですけども、まず設計時には、地上から目視できる範囲で数量を算定しております。コンクリートの浮きや、詳細なクランク等は近くでは目視や器具を使用して調査しないと判断が付きません。国の基準におきましても、施工時の足場設置後に施工数量調査を実施することとしております。設計積算も県が作成している営繕単価を単価根拠とし、施工数量調査の項目を計上しております。

なお、設計時に、建物外周全てにつきまして足場を組んで調査をするということが可能であれば、設計時に数量確定するということも可能だと思んですけども、今回3階建てということもございますので、足場を組んで詳細な調査をしたということで御理解を願います。

○議長（鈴木忠美君） 12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 大体理解しました。一般的に、その設計段階で、細かいところまでやらなかったということでもいいのかな、理解は、単純に。3階と言ったのは、3階建てなんで、ちょっとほら、最初から足場まで組んでそんな見積り出せと言ったって、設計出せと言ったってなかなか厳しいから、それは省いてもそれはオーケーだと思います。ただ、ちょっとね、細かいこと言えばちょっと高所作業車か何か持ってきてね、ちょっと高所作業車か何か、バケット車か何か持ってきてやって、そのぐらいのことはやったのかなというような気持ちでちょっと質問しました。まあ分かりました。はい。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですね。答えよろしいですね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第87号工事請負変更契約の締結についてを採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第88号 財産の取得について

○議長（鈴木忠美君） 議案第88号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第88号財産の取得についてを採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第89号 権利の放棄について

○議長（鈴木忠美君） 議案第89号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第89号権利の放棄についてを採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第90号 指定管理者の指定について

○議長（鈴木忠美君） 議案第90号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これより議案第90号指定管理者の指定について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第91号 町道の路線認定について

○議長（鈴木忠美君） 議案第91号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第91号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第26 請願第1号 「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関するこ
と**

○議長（鈴木忠美君） 続いて、日程第26、請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関することを議題とします。

本請願の紹介議員、浅川紀明君より内容を説明願います。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それでは、請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する請願書について、説明します。

請願書は、令和5年9月20日、利府町議会議長、鈴木忠美殿、議長宛てに出されております。

請願者、宮城郡利府町しらかし台4丁目11番地の8、高齢者が老後安心して暮らせる環境改善を考える会。賛同会員は115名ですけれども、その代表新出安政氏であります。

紹介議員は、私、浅川紀明です。

請願に至った状況、請願内容は、タブレット等で確認していただけるとおりですので、この場での読み上げ説明は省略させていただきます。ただ、幾つか補足説明をします。

まず、本請願は、高齢者が買物や病院などに行く際に、現行の公共交通が必ずしも便利でなく、大変困っているという問題認識に基づき、提出されたものですが、その問題認識は、新出氏個人の主観的な思いでなく、昨年3月にしらかし台の在住住民を対象に実施したアンケート調査結果にも表れた住民意見に基づくものであるということです。これが、補足説明の1点目。

次に、（1）の請願事項として、高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善に関することとありますが、ここでいう環境改善とは、生活環境改善のことです。また、生活環境の改善というと、大変幅広くなりますが、（2）の請願内容でも記述されているように、本請願の本質的事項は、利便性がよく、かつ安価に利用できる移動手段の確保ということであり、安価に利用できるという言葉から分かるように、利便性ある公共交通システムの整備を求めるものであります。

また、結びに記述されていますように、高齢者が買物や病院などに行く際に、現行の公共交通が必ずしも便利でなく、大変困っているという問題は、単にしらかし台だけの問題でなく、町中心部から離れた郊外地域居住者の共通の問題であり、町内全域に利便性がよく、かつ安価に利用できる移動手段の確保をお願いしたいというものであります。

現在、町当局が利便性ある新たな公共交通システムとして、「m o b i」の導入を目指し、そのための実証運行を進めつつあります。それが実現すれば、本請願への回答の一つとなり得ると考えます。しかし、「m o b i」の導入を目指しているのだから、本請願は必要ないということにはなりません。また、実証運行が緒に就いたばかりで、恐らく本格導入に向けて解決すべき様々な課題が噴出するものと思われ、不透明、不確実であります。

最後に、補足説明の最後に、本請願と同趣旨のことがこの利府町議会が過去に議決したことを参考事項として紹介し、私の補足説明を終わります。

つまり、令和2年3月、定例会のことでした。「ライドシェアに関する意見書の提出を求める請願書」というものが提出されました。請願者は宮城県タクシー協会会長佐々木晶二氏でありました。ライドシェアというのは、今、国のレベルの議論になっているところです。いわゆる白タクの類いですね。その請願書が出されたわけですが、紹介議員から説明があり、その後、当時の総務財務常任委員会での審議を経て、令和2年6月定例会で委員長から審議結果の報告があり、その後、請願書は議会で採択、引き続き委員長から、「ライドシェアと称する白タク行為に反対し、地域交通の充実を求める意見書」というものが議案として上程されました。その案のその後、その案のとおり、議決されたものです。ちなみに、その後、この意見書は当時の吉岡議長から関係各大臣に提出されました。最終的に修正なく議決されたその意見書の細部についての説明は省きますけども、意見書の表題に「地域交通の充実を求める」とあるように、本請願と同じ趣旨のことが記述されていたということを申し添え、紹介議員としての説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君の請願説明が終わりました。

直ちに、本請願の質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

浅川議員は自席に戻ってください。

利府町議会会議規則第36条及び第85条の規定により、討論を省略します。

お諮りします。

本請願については、総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「高齢者が老後安心して暮らせる環境改善に関すること」は、総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27 選挙管理委員の選挙

○議長（鈴木忠美君） 次に、日程第27、選挙管理委員の選挙を行います。

選挙管理委員は、地方自治法第182条第1項の規定により、議会においてそれを選挙するとされております。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び利府町議会先例集第4章第1節の第50号の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

それでは、選挙管理委員については、酒井隆志君、高橋利市君、渡邊あい子君、小山田喜悦君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、私が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した酒井隆志君、高橋利市君、渡邊あい子君、小山田喜悦君、以上の方が選挙管理委員に当選しました。

日程第28 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（鈴木忠美君） 日程第28、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙管理委員補充員につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員と同数の補充員を選挙しなければならないとされております。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項及び利府町議会先例集第4章第1節第50号の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名する方法につきましては、議長の指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員補充員には、佐久間宏之君、後藤良治君、下山公子君、佐々木祐子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、私が指名した方を選挙管理委員補充員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました佐久間宏之君、後藤良治君、下山公子君、佐々木祐子君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序については、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

日程第29 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（鈴木忠美君） 日程第29、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年12月利府町議会定例会を閉会します。

皆様、当局の皆様、御苦勞さまでした。

午後0時11分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年12月8日

議 長

署名議員

署名議員